

基本的な考え方

全ての児童やその保護者が気軽に立ち寄れる地域の「居場所」を創設し、子供に対する学習支援や保護者に対する養育支援、食事提供をはじめとした生活支援を行うことで、様々な事情を有する子供と保護者に対して包括的な支援を行い、生活の質の向上と地域全体で子供や家庭を支援する環境を整備する。(平成30年度予算額 186,766千円)

子供の居場所創設事業

児童及びその保護者

全ての児童が学校帰りに気軽に通える施設



子供の居場所（児童館、商店街の空き店舗及び空き家等）

- おおむね午後2時から午後8時まで週5回開所
- 定員はおおむね20名程度とする
- 原則常勤職員2名と非常勤職員2名（※）を配置し以下の業務を行う(実施回数等は地域の実情に応じ変更可)
 - ・学習支援を週5回実施
 - ・保護者に対する子供の養育に必要な知識や公的支援の情報提供、相談・支援
 - ・居場所で調理した食事を夕食の時間帯に週5回提供
 - ・居場所以外の子供食堂（ランチ）を巡回し、要支援課家庭を発見、支援につなげる（任意実施）
 - ・夏休み等の長期休暇に昼食又は朝食の提供（任意実施）



福祉事務所、
子供家庭支援センター等

<補助内容>

		項目	基準額	対象経費	補助率
国事業	運営費	基本事業(国事業) (生活困窮者自立支援法の「生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業」)	(1)学習支援 高校受験のための進学支援や、学校の勉強の復習、宿題の習慣づけ、学び直し	事業実施にかかる次の経費(報酬、給与、職員手当等、共済費、賞金、報償費、旅費、需用費、会議費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金)	国1/2 区市1/2
			(2)居場所の提供 日常生活習慣の形成、社会性の育成、子どもが安心して通える場所の提供		
(3)進路相談等 個別の進路相談、進学に必要な奨学金などの公的支援の情報提供					
(4)高校中退防止のための支援 個別相談の実施、学習支援の参加者へのフォロー					
(5)親に対する養育支援 子どもの養育に必要な知識、進学に必要な公的支援の情報提供					
(6)小学生等からの早期支援 家庭の事情で児童保育に行けない子どもへの巡回支援等を通じた家庭全体への支援					
(7)その他貧困の連鎖の防止に資すると認められる支援					
子供の居場所創設事業	運営費	基本事業	学習支援、居場所の提供、親に対する養育支援の3つの事業を、生活困窮世帯を含む全児童を対象とした上で、都が定める各基準を満たして実施する場合(但し、 国事業として(1)、(2)、(5)のうち一つ以上を実施することが必要)	事業実施にかかる次の経費(報酬、給料、共済費、報償費、旅費、賞金、職員手当等、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金補助及交付金)	都1/2 区市町村1/2
			1か所あたり最大 20,898千円(但し、国事業の対象経費は差し引く)		
			基本分 1か所あたり最大 4,010千円		
	食事提供事業	ランチ運営費加算 1か所あたり最大 3,627千円	事業実施にかかる次の経費(報酬、給料、共済費、報償費、旅費、賞金、職員手当等、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金補助及交付金)	都1/2 区市町村1/2	
長期休暇時等昼食等加算分 1か所あたり最大 986千円					
施設整備費	居場所事業の設備補助	基本事業と食事提供事業を合わせて都が定めた要件に基づき実施する場合 1か所あたり 10,000千円	工事請負費、備品購入費、負担金補助及交付金(※)	都10/10	

(※)生活困窮者自立支援法で対象となっている経費は除く
(※1)親への養育支援において、保護者との面接及び育児相談を実施する者は社会福祉士、保健師等の資格を有するもの、又は子供の相談援助活動の実務経験が豊富なもの

子供の居場所創設事業全体図

ランチ運営費分
最大3,627千円
(1か所あたり)

地域の 子供食堂



職員が子供食堂
(ランチ)を巡
回し、要支援家
庭の発見、支援
につなげる



子供の居場所 (児童館、商店街の空き店舗及び空き家等)

基本事業
20,898千円(週5日想定)

学習支援事業

おおむね6歳から18歳までの子
供を対象(小学生は必ず対象と
する)に週5回実施



親に対する養育支援事業

保護者に対する子供の養育に
必要な知識や公的支援の情報
提供、養育相談の実施(随時)



食事提供事業

・居場所で調理した食事を夕食
の時間帯に週5回提供
・歯科指導など生活習慣向上に
資する取組



4,010千円(週5回想定)
夏季休暇等の昼食又は朝食加算
986千円

居場所には、原則、
常勤職員2名と
非常勤職員2名を配置

